

令和3年度 札幌市立手稲中学校 部活動に関わる活動方針

1 部活動の意義

- (1) 部活動は生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであると考える。
- (2) 部活動を通じ、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図り、生徒自身が自己肯定感を高める等の教育的効果が期待できるものとする。

2 開設する部活動

- (1) 常設部
男子バスケットボール部 女子バスケットボール部
女子バレーボール部 ソフトテニス部（男女） 陸上部（男女）
サッカー部（男女） 野球部（男女） 美術部 吹奏楽部
- (2) 特別部（中体連主催大会のみの参加）
水泳 剣道 柔道 体操 新体操 スキー アイスホッケー

3 運営のための体制整備

- (1) 部活動振興会を設置し、会則や運営規程等に基づいた活動を行う。
- (2) この会に次の役員を置く。
 - ・顧問 校長（役員会の推挙により、会長が委嘱する）
 - ・会長 1名（保護者）
 - ・副会長 3名（保護者2名・教師1名）
 - ・事務局長 1名（教師1名）
 - ・事務局員 3名（教師3名）
 - ・部活動委員 各部保護者1名
 - ・会計 2名（教師2名）
 - ・会計監査 2名（保護者2名）
- (3) この会の役員は原則として本校保護者と先生の会の役員及び監査が兼任する。事務局長は本校部活動担当者とする。

4 指導・運営上の留意点

- (1) 安全の確保
校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たって、生徒の心身の健康管理事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、特に高温多湿時の熱中症の予防に対し、活動中の休憩、水分補給等の配慮を心がける。

(2) バランスのとれた活動

部活動顧問は、部活動振興会運営規程等に従って、学校生活に支障が出ないように活動と休息のバランスをとって活動する。また、部活動顧問は、部活動には様々な競技力や技術力を持った生徒が集まり、多様な技能レベルやニーズがあることを理解し、持続可能な活動となるように配慮した部活動運営となるよう心がける。

(3) 家庭との連携

部活動顧問は、活動計画を作成し、部活動振興会事務局に提出するとともに、保護者に活動予定を周知していく。

5 部活動活動基準

(1) 原則として、以下の「令和2年度札幌市立学校における部活動活動基準」に準じて活動を行う。

《札幌市立学校における部活動活動基準》

- ・少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
 - ・毎週、土曜日または日曜日のいずれかを休養日とする。
 - ・少なくとも週に1日は、平日に休養を設定する。
 - ・通常の練習時間は、平日2時間程度とする。
 - ・土日、祝日、長期休業期間中の練習時間は、3時間程度とする。
 - ・長期休業期間中の休養日の設定は学期期間中に準じた取扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外の多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・週末に大会参加等で休養を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り返る
- ※過重な活動とならないよう留意すること。

(2) 本校としてのおさえ

- ・「週末に大会参加等で休養を設定せずに活動した場合」は、大会後の週に休養日を1日設ける。
- ・週の休養日は最低でも平日1日、土日どちらか1日とする。（祝日を休みとし、土日どちらも練習する形にはしない）
- ・「ある程度の長期の休養期間（オフシーズン）」とは、最低でも夏季休業期間は夏季休校日、冬季休業期間は年末年始の学校閉鎖期間とする。